

読書コーナー

「たった10秒の「眼トレ」」 日比野佐和子

私の視力が落ち始めたのは、社会人になりパソコンを毎日のように使うようになってからです。急激に落ちました。社会人になる前は、両目とも1.5～2.0。視力が悪い人の世界は全く想像出来ず、逆にどういう見え方がするのだろうと少し興味がある位でした。今の視力は良くて0.5。こんなにも生活に不自由な事だなんて思いもしませんでした。実際、少しでも昔の視力を取り戻したいと、この本を読む前にもテレビや雑誌で眼に良い事の情報を得れば、試したりしていました。しかし悪くなる事は簡単でも、良くなる事は困難であると改めて感じるだけでした。

それでもと思い、この本を手に取りました。この本は、眼は体の一部であるから、体に良いことをすれば良いという切り口で、特に血流を促すことの大切さが印象的です。また、よくありがちな眼についての解説やトレーニングだけでなく、食事を含めた身体全体を対象にした説明や「眼トレ」で、とても参考になりました。「眼トレ」は実際に10秒位で出来るものばかりで、気付いた時にやれるものが多いです。根気よく続ける事が何よりも大切だと思いますので、習慣とし、成果発表を次の読書感想文担当となった時に出来れば良いなと思います。



(文責:堤 克行)

Q&A コーナー

Q

私の弟夫婦が不慮の事故で同時に亡くなってしまいました。弟夫婦には子供がいなく、私と弟の両親は既に他界していますので、弟の相続人は私になります。この点、弟がかけていた保険契約の権利についても私が相続し、私が保険金を受け取れるということになるのでしょうか。

契約者 (=保険料負担者)	被保険者	指定受取人
弟	弟	弟の妻

A

被保険者である弟が亡くなったことにより、保険契約の権利は相続されることなく終了しています。また、保険金の受取人は指定受取人の相続人となります。あなたは指定受取人である弟の妻の相続人ではありませんので、保険金を受け取ることはできません。生命保険契約において(保険事故発生前に受取人が死亡した場合)、契約者は受取人を再指定できます。しかし、保険金受取人の保険事故発生前に死亡し、受取人を再指定する前に契約者が死亡した場合は、受取人の相続人全員が保険契約の受取人になるとされています(旧商法676条2項、保険法43条、同46条)。

(文責:荒川)

お客様を
ご紹介下さい!

身近な方で税理士及び会計事務所をお探しの方がいらっしゃいましたら、是非弊社をご紹介下さい。よろしくお願いします。



編集後記

9月1日は防災の日です。また9月は台風などによる風水害が多発する季節でもあります。この時期だからこそ、自社の防災対策の見直しをしてみたいかがでしょうか。

堀口

ひかり新聞



2017.9
第98号

高橋税経グループ

HAG ひかりアドバイザーグループ
■ひかり税理士法人 Tel: 027-361-5568(高崎)
Tel: 03-5577-6353(東京)

■(株)群馬マーケティングセンター ■(株)群馬M&Aセンター ■相続手続支援センター群馬

Tel: 027-364-3384

Tel: 027-364-8040

Tel: 027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル 群馬共通FAX: 027-361-9591
群馬URL: <http://www.takahashi.co.jp/> E-mail: info@takahashi.co.jp

〒101-0047 東京都千代田区神田1-3-1 トーハン第3ビル11F 東京FAX: 03-5577-6354
東京URL: <http://www.hikari-tax-tokyo.com/> E-mail: info@hikari-tax-tokyo.com



所長挨拶

初秋の候、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ちょっと難しい話になりますが、先日、朝日新聞の人気コラム「天声人語」に次のよう

な文章が載っていました。

＜生物学者の福岡伸一さんが打ち出した考え方に「動的平衡」がある。生きものの体は、栄養素が通り過ぎる「流れ」のようなもの。体内で絶え間なく分解と合成が続いており、同じ人でも1年もたてば、分子レベルではまるで別人だという▼「生命はいつも自らを解体し、構築しなおしている。つまり(大きく)変わらないために、(小さく)変わり続けている」と最近の本紙に書いている。生物に限らず、組織にも当てはまるのではないかな＞

この文章の中の、(大きく)変わらないためにとは、つまり死な

ないためにという事だと思いますが、まさにこれは生物にも組織にも同じく言えることなのでしょう。

生物はそのような機能を天性のものとして自ずから持っているわけですが、人為的に作られた組織はそうはいきません。まさに生物が、無意識のうちにやっている(小さく)変わり続ける行為を、組織においては意図的に注意深く行わなければ、それは結果として(大きな)変化を否応なく受け入れざるを得なくなってしまうのではないのでしょうか。

特に、世の中が昔の1万倍の速さで変化しているといわれる昨今、そのような外的環境の急速な変化に対応するためにも、自らの組織の(小さな)解体と構築を常に続ける必要があるように思います。

二十四節気の処暑を過ぎたとはいえ、まだまだ暑さが続きます。

皆さまには油断することなくご健康に留意され、お元気に本格的な秋を迎えられますよう、心からお祈り申し上げます。



高崎事務所

東京事務所

Contents

P1 所長挨拶・目次
P2 税務トピックス
P3 税務トピックス
P3 将軍の日
P4 読書感想文
P4 税務QA
P4 編集後記

ひかり税理士法人 ～税務TOPICS～

フリマアプリでの売買、それは申告すべきもの？

インターネットを利用した購買(以下、ネットショッピング)は、総務省の平成27年版情報通信白書によれば、全世代平均72.2%と、身近な購入手段の一つといえます。

特に最近、手軽さで利用が増加している、スマートフォンのアプリケーションを利用したオークション(以下、フリマアプリ)により、これまでのオークションサイトよりも多くの個人が出品し、お金を得ているようです。それではこのような個人がフリマアプリで物を売った場合は、申告をすべきでしょうか。

個人が物を売って儲けたとき

個人が物を売って儲けたときには、基本的に国税として「所得税」がかかります。ただし、日常生活で使用していた家具や什器、衣服や通勤用の自動車などを売った場合は、基本的に“生活用動産の譲渡”として「所得税」はかかりません。しかし、日常生活で使用していたとしても、それが貴金属や宝石などであり、かつ、1個(組)あたりの売値が30万円を超える場合には“譲渡所得”として「所得税」がかかります。これらについて、いくつかケースを挙げて考えてみましょう。

● ケース1 の場合

通勤用バッグとして使用していた、とのことですから、基本的には生活用動産の譲渡として、所得税はかかりません。ただし、そのブランドバッグが宝飾品として認められるもので、かつ、売値が30万円を超えたときには、“譲渡所得”として所得税がかかる可能性も考えられます。なお、たとえこのケースで所得税がかかったとしても、サラリーマンの場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が年間20万円を超えない等、一定の場合には所得税の確定申告をしなくてもよい制度があります。

● ケース2 の場合

たとえ自ら使用していたとしても、売った物がダイヤモンドのネックレスですから、宝石・貴金属に該当し、かつ、売値が30万円を超えていれば、“譲渡所得”として、所得税がかかります。この場合の譲渡所得は、総合課税の譲渡所得です。所得金額は、売値から取得費や譲渡費用を差し引いた上で、最高50万円まで控除してもらえます。その上、宝石を所有していた期間が5年を超えていれば、課税対象となるのはその半分です。

ケース 1 サラリーマンが通勤用バッグとして自ら使用していたブランドバッグを売ったとき

ケース 2 主婦が日常生活で使用していたダイヤモンドネックレス(チェーン部分はプラチナ)を売ったとき

ケース 3 個人事業主が日常生活で使用していた腕時計を売ったとき

● ケース3 の場合

日常生活で使用していた腕時計は、基本的に生活用動産として所得税はかかりません。ただし、ケース1と同様に、その腕時計が宝飾品として認められる場合で、かつ、売値が30万円を超えた場合は、“譲渡所得”として所得税がかかる可能性も考えられます。この場合、ケース3は個人事業主であるため、ケース1とは違い、確定申告をしなくてもよい制度はありません。

なお、個人事業主が取得価額10万円未満の事業用減価償却資産を売った場合、所得の種類は譲渡所得ではなく、事業所得又は雑所得となります。申告漏れとならないように、ご注意ください。

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、『将軍の日』と命名されました。

【日程】平成29年10月 3日(火)

平成29年11月13日(月)

※事前準備がございますので、各日10日前までにお申込ください。

【時間】10:00～18:30

【会場】群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル2F

【受講料】54,000円(税込)/名

2名様以降5,400円(税込)

お問い合わせ： ひかり税理士法人 027-361-5568
担当：森平、堀口、吉田、小野里

先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。目標達成と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 54,000円(税込)から

